

バーレーン王国における労働関連法令の改正

中東ニューズレター

2025 年 7 月 10 日号

執筆者:

[森下 真生](#)

m.morishita@nishimura.com

[角岡 あかり](#)

a.tsunooka@nishimura.com

[羽野島 章泰](#)

a.hanoshima@nishimura.com

1. バーレーン王国における労働関連法令

バーレーン王国における労働関連事項は、労働法をはじめ様々な命令及び法令に定められています。基本法である労働法について、1971 年にイギリス保護領から独立する以前は体系的なものは存在していませんでしたが、1976 年に最初の包括的な労働法が制定され、2012 年に全面改正が行われました。

労働法を含めバーレーン王国の労働関連法令は見直しや改正が進んでいるところ、いくつかの新たな労働関連法令の改正案が審議中又は可決されました。本稿では近時の労働関連法令の改正の動向について説明します。

2. 整理解雇の際の事前通知と補償金の支払

現行の労働法において、整理解雇について、労働者に解雇通知を行う日の 30 日前に、解雇の理由を労働省に通知した場合にのみ行うことができ、その場合、雇用者は労働者に対して労働法 111 条に定める補償金のうち 2 分の 1 のみを支払う義務があるとされていました(労働法 110 条)¹。しかるに、労働省への事前通知義務を厳格化する改正案が下院で可決され、現在上院で審議されています。即ち、雇用者は、整理解雇の 60 日前にその旨を労働省に通知する必要があることとされました。加えて、状況に応じて最新の監査済み財務諸表又は過去 3 年間の財務記録の提出を行う必要があります。かかる要件を満たさなかった場合、雇用者は労働法 111 条に定める補償金の全額を支払うことが求められます。

3. 強制送還費用の負担

現行の労働市場の規制に関する法律において、労働者の強制送還について、労働市場規制当局(Labour Market Regulatory Authority : LMRA)(以下、「LMRA」といいます。)がその費用負担において行うものとされる一方で、LMRA は直近の雇用者にその費用を求償する権利を有するという、やや曖昧規定になっており(27 条 C)、労働者が法律違反等の理由により強制送還されることになった場合、雇用者に直接の責任がない場合であっても、当該労働者の強制送還の費用を雇用者に負担させるという実務が存在していました。しかるに、費用負担者を明確にする改正案が、バーレーン議会で可決されました。今回の改正により、原則として、雇用者は労働者の強制送還の費用を負担する義務はなく、その費用は LMRA が負担することが明確に

¹ 労働法 111 条においては、雇用契約の種類（有期か無期か、特定の業務達成のための契約か）や勤続期間等により、補償金の額が定められています。例えば、無期契約の場合で勤続期間が 3 か月以上の場合の整理解雇については、半月分の給与相当額を最低額、6 ヶ月分の給与相当額を最高額とし、雇用期間 1 か月につき 1 日分の賃金に相当する補償金が支払われなければなりません。また、有期契約の場合の整理解雇については、原則として、残存契約期間分の賃金の半分に相当する補償金額が支払われなければなりません。



なりました。例外として、労働者が死亡し、その親族が遺体の返還を要求した場合にのみ、雇用者が遺体の返還費用を負担することが求められます。当該改正の施行時期については不明です。

4. 民営化された国営サービスにおけるバーレーン国民雇用

バーレーン議会において、民営化により国営サービスを引き継ぐ事業者に対して、その労働者のうち 50% 以上をバーレーン国民とすることを義務づける新しい規制が可決されました。当該規制の具体的な施行時期は不明です。なお、国営サービスの民営化は民営化法により行われることになっているところ、今回の規制は、民営化法の改正という形ではなく、別個の規制としてバーレーン国民の雇用義務を定めるものと考えられます。

中東関連イベント情報

UAE ウェブ法律相談

当事務所によるウェブを通じた日本語無料法律相談(30 分程度)を実施いたします。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、[こちら](#)までご連絡下さい。

トルコウェブ法律相談

当事務所とトルコの現地法律事務所によるウェブを通じた無料法律相談会(30 分程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所により、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、[こちら](#)までご連絡下さい。

その他中近東各国ウェブ法律相談(バーレーン、カタール、イスラエル、エジプト)

当事務所と各国現地法律事務所によるウェブを通じた無料法律相談会(30 分程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所により、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、[こちら](#)までご連絡下さい。

イスラエル事業環境個別ウェビナー

イスラエル法律事務所によるウェブを通じたイスラエル事業環境に関する無償プレゼンテーション(30 分から 1 時間程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所にて適宜日本語の補足を行うことは可能です。ご希望者は、[こちら](#)までご連絡下さい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は[N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com